

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	2025年4月28日
【会社名】	株式会社イタミアート
【英訳名】	itamiarts inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伊丹 一晃
【本店の所在の場所】	岡山市南区新保660-15
【電話番号】	086-805-4150（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長 一ノ瀬 達也
【最寄りの連絡場所】	岡山市南区新保660-15
【電話番号】	086-805-4150（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長 一ノ瀬 達也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

2025年4月25日開催の当社定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2025年4月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金20.0円
総額 29,400,000円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年4月28日

第2号議案 定款一部変更の件

今後の機動的な資金調達のため、発行可能株式総数を5,880,000株に変更するものであります。また、株主総会を開催することが困難な場合であっても、株主総会の決議を要せずに剰余金の配当を行うことを可能とするため、剰余金の配当等を取締役会によっても行い得るように変更するものであります。なお、本定款変更の効力発生後も、株主総会で剰余金の配当等を決議することができることに変わりはありません。その他、上記変更に伴う条数や字句を変更し、併せて一部表現の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役として、伊丹一晃、伊丹亮平、河田肇、一ノ瀬達也、稲葉雄一及び田丸浩昭を選任するものがあります。

第4号議案 会計監査人選任の件

仰星監査法人を会計監査人に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 剰余金処分の件	9,636	50	-	(注)1.	可決(96.18%)
第2号議案 定款一部変更の件	9,642	44	-	(注)2.	可決(96.24%)
第3号議案 取締役6名選任の件					
伊丹 一晃	9,623	63	-	(注)3.	可決(96.05%)
伊丹 亮平	9,622	64	-		可決(96.04%)
河田 肇	9,625	61	-		可決(96.07%)
一ノ瀬 達也	9,626	60	-		可決(96.08%)
稲葉 雄一	9,625	61	-		可決(96.07%)
田丸 浩昭	9,624	62	-		可決(96.06%)
第4号議案 会計監査人選任の件	9,649	37	-	(注)1.	可決(96.31%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上